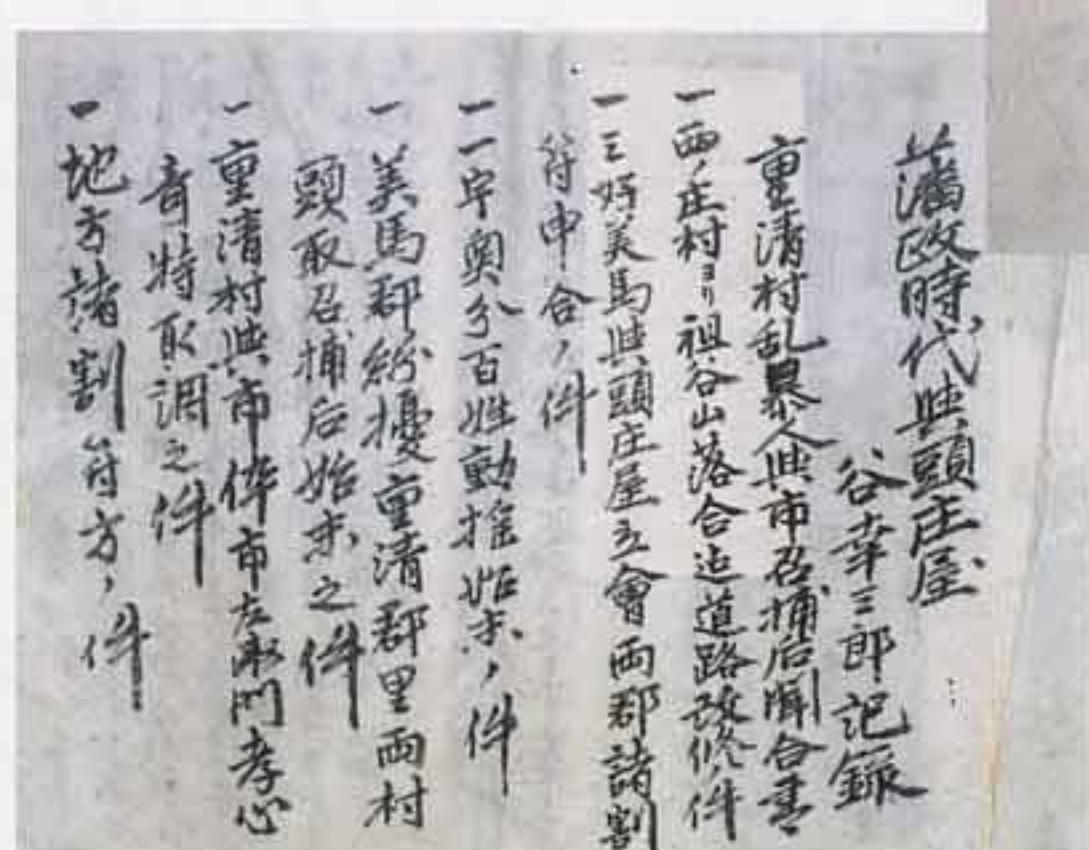
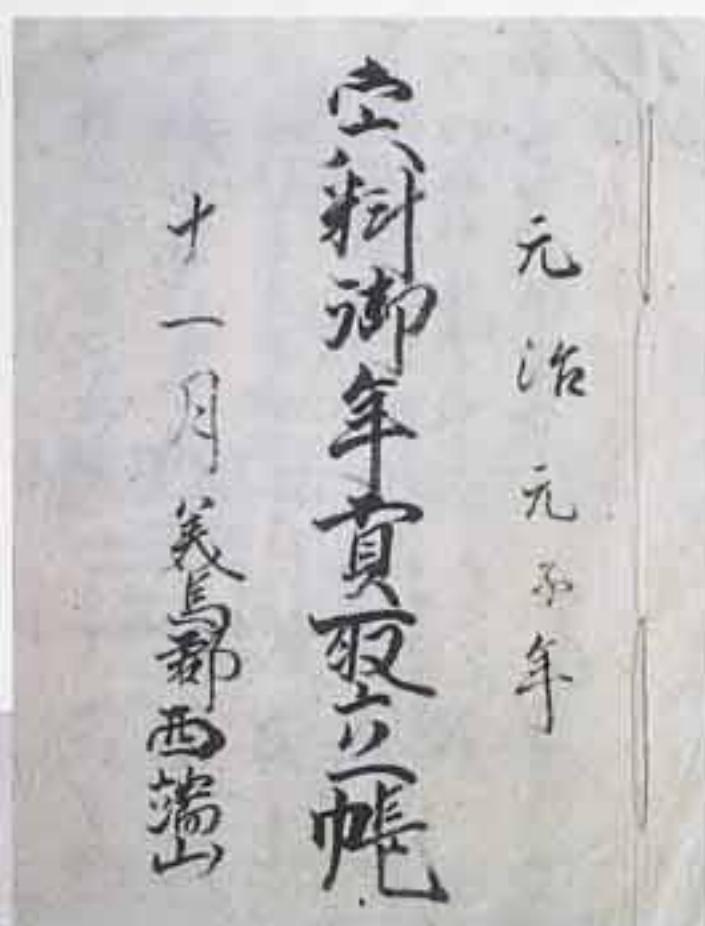
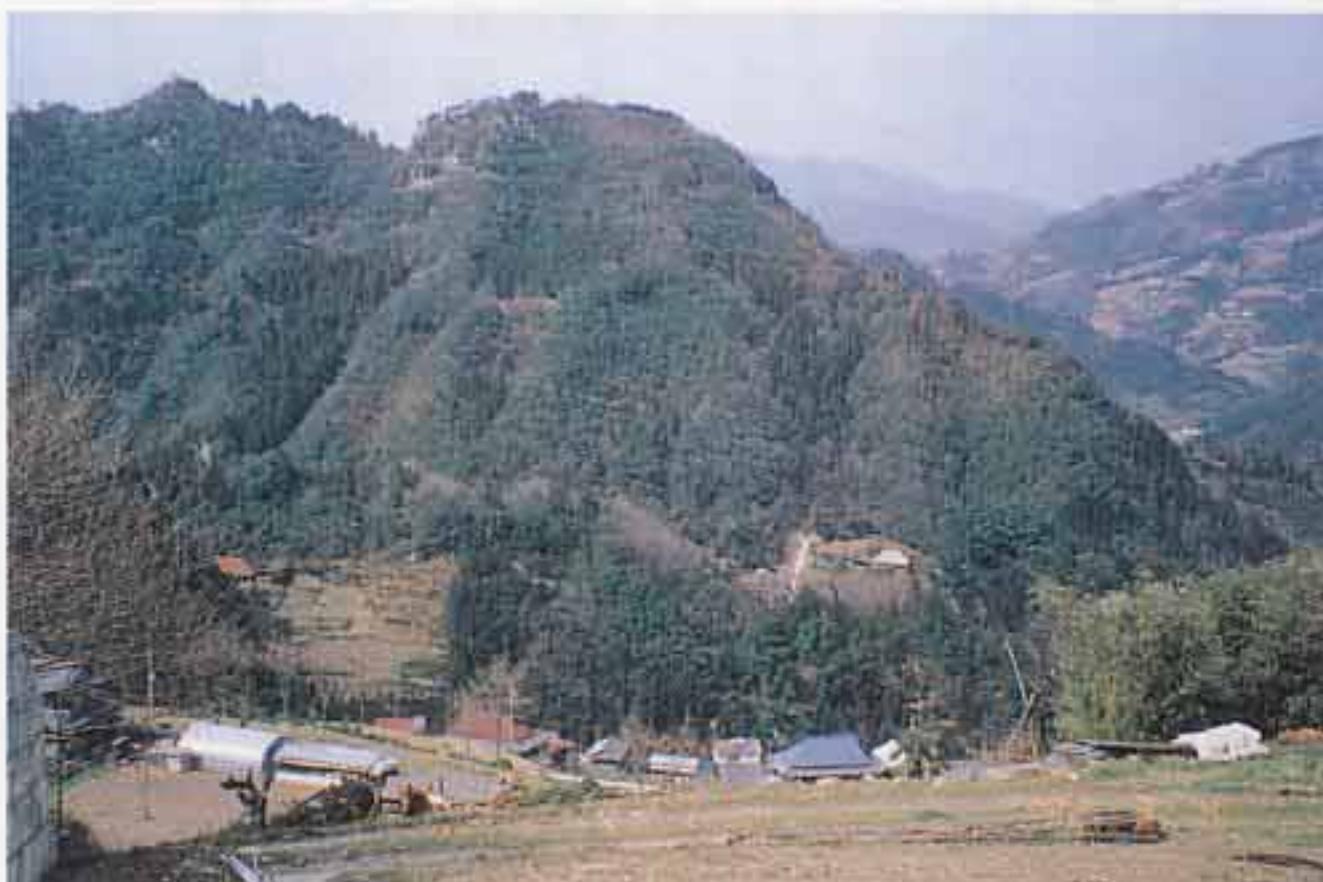


第4回展示

山村庄屋の役割

—美馬郡西端山村・谷家文書—

平成4年4月28日(火)～平成4年8月23日(日)



もんじょかん
徳島県立文書館

江戸時代の庄屋

庄屋の名称

江戸時代の村役人の長を、東日本では「名主」といい、西日本では「庄屋」と呼ぶことが多かつた。また東北地方では肝煎（きもいり）、その他の方では「年寄」とも呼ぶことがあった。さらに同一地方でも混合して使用される例も多く見られた。

庄屋は、西日本では世襲制が一般的に見られ、東日本では大百姓が一代ごとに交代で行つた。江戸時代の書物『地方凡例録』に次のような内容（要約）が書かれている。

上方（かみがた）筋・遠国の庄屋は、代々連綿と相続されるので威儀がある。その反面、庄屋が勝手して百姓のためにならないことも多い。関東の庄屋は、以前は世襲制であつたが、横暴で百姓のためにならないことが多く、享保頃より百姓の中から庄屋になる家柄を選んで、一年ずつ交代で庄屋役を勤めるようになつた。百姓仲間であるから権威がなく取り締まりも不十分なことがあり、両制度とも一長一短である。

庄屋の選出に当たつては、農民の意志が反映される「入れ札」（選挙）で選出されることもあつたが、その場合でも藩の意向で決定することには変わりない。

庄屋の資格として一定の資産が必要とみなされ、十石～二十石以上の大百姓でなければ庄屋職には就けないと、基準を定めた藩もある。

庄屋の役割

庄屋は、身分としては「百姓（被支配者）」に属するが、領主支配の末端として、村の行政全般にかかわった。特に年貢徵収・戸籍事務・道橋普請・村人の嘆願や契約書の奥書（証人）などが主な仕事であつた。中でも、封建制度を支える年貢の徵収は最大の責務であつた。

こうした重責を支配者に代わって代行するため、庄屋は村高に応じて給米を受けたり、年貢の一部を免除されたり、公務に農民を使役する権限があたえられるなど優遇処置が行われた。また、功績の多い庄屋には苗字帶刀が許されることも多かつた。

しかしその反面、村全体の年貢が完納しないと庄屋の落ち度とされ、处罚の対象となつた。このため農民の肩代わりをして田畠を手放す例もしばしばあつた。

また、年貢徵収を請け負わされていることを利用して、農民から余分に徵収して私腹を肥やす例もあつた。そうした場合の多くは、一揆の打ち壊しの対象となつた。

一揆に関して、庄屋は支配者と農民の板ばさみとなつた。比率では農民の側につき蜂起するとの、支配者の側に立ち農民に敵対するのとが相半ばしたといわれている。

庄屋と公文書

庄屋は原則として一村一庄屋であったが、一村に複数の庄屋がいる例、数村の庄屋を兼ねる例などもあつた。

村々の庄屋の上に立ち、数村だけでなく一領全体、一郡全体を束ねる大庄屋がいた。大庄屋の役割は主として、領主の視察や村役人の連絡費用など複数の村へかかる経費をそれぞれの村へ振り分ける任務であり、これを「割賦」と呼んだ。

阿波では、この大庄屋のことを「与（與）頭」（組頭（くみがしら））庄屋と呼んだ。これは阿波独自の用語である。各家はこの与頭庄屋でもあつた。

庄屋（名主）の村行政を補佐する役として五人組（組頭）・百姓代があつた。この三者を「村方三役」と呼び、領主の行政の末端を担わされていた。こうした行政機構は、江戸時代の兵農分離、武士の城下への移住政策によつて生じたものである。

また庄屋の屋敷は、村役所を兼ねるため玄関造りの建築が多く、地方によつては庄屋のことを「玄関」と呼んだ地方もある。

村の行政で重要な公文書としては、検地帳・高帳などの土地台帳、年貢徵収のための年貢割付・年貢皆済目録・検見帳、村の現状を示す村明細帳・村繪図、村の人々の記録である棟付帳・五人組帳・宗門人別改帳、藩の政策を徹底させるためのお触書・廻状、村の決めごとや出来ごとを示す村議定書・御用留・公用日記、及び出入り訴訟の記録などあるが、庄屋屋敷は村の公文書を保管する場所でもあつた。このため庄屋役が交代する場合には公文書の引き継ぎが行われた。

明治五年（一八七二）四月九日、太政官布告によつて、庄屋・名主・年寄等の役職は廃止され、戸長・副戸長が設置され、公文書も戸長に引き継がれることになった。

ご挨拶

新緑の緑もあざやかな好季を迎え、県立文書館の企画展も、いつしか第四回、所蔵資料紹介展を含めると、早くも七回を数えるに至りました。

この間、当館を訪れられた、県内外の皆様方も、既に四万四千名をこえる盛況であります。その上、展示に関する貴重なご助言、ご指摘等をいただくことも少なくありませんでした。

ご来館者の皆様方のこのようなお力添えが、私ども、企画者の大きな支えとなつていることを、心より感謝している次第であります。

今回は、阿波の北方、美馬郡の山村農村のむかしをしのぶ資料展として、西端山村庄屋・谷家文書にスポットを当ててみました。

いかに洋風化したとはいえ、やはり日本人の精神風土に根ざすところは、草深い土地の匂いであります。

山村庄屋に残る古文書の中から、生々しいその頃の人間生活のありさまに触れていただければと願うものでございます。

従来に増しての貴重なご意見、ご教示等、心よりお待ち致しております。

平成四年四月二十八日

表紙の写真

写真右は宍料年貢取立帳です。宍料は、檜などの材木で納入する山年貢で、それを個別に書き上げた帳面です。

写真下は、谷幸三郎が書き残した、与頭庄屋時代の行政記録です。村に掛ける小役など細かな決まりごとや在任中に起こったさまざまな事件を書き抜いています。庄屋という役目は、村の代表者でもあり、行政の末端でもあるという二つの性格を持つ複雑な役職でした。

写真上は、谷家のあつた西端山吉良名から望んだ貞光の山々です。

徳島県立文書館長
齋藤智

夫役帳と役符帳



美馬郡西端山村百姓役改帳

夫役は、一般の農民の中から十五才以上六十才までの人々に掛かっていました。また、別の呼び方で二歩役ともい、五人に一人を賦役に差し出すことをしていました。こういった夫役は、棟付帳という現在の戸籍簿に当たるものに基づいて定められ、夫役帳に記載されました。夫役を割当てる責任も庄屋が持っていました。夫役を銀によつて納めるることは早くから進んでいました。これらの夫役（代銀）を山村の西端山の農民が徳島の藩庁まで出て納めるわけにはいかないので、貞光の代官所（後に池田の郡役所）へ庄屋を通じて納入していました。

谷家に残る弘化期の割符帳では、これら夫役はすべて藩発行の銀札で納められています。この割符帳は、五人組もしくは年番百姓が作成して、庄屋に提出したもので。庄屋であり、一領一疋（びき）という身居（みずわり、身分のこと）を持っていた谷家は、これらの夫役を家来の十六人に至るまで免除されていました。このように定まった夫役の他に、村でかかる諸費用が夏・冬に分けて掛けられていました。その代銀は、一人銀十匁程に達していました。



美馬郡西端山諸割符帳

村でかかった諸費用については、小役割といつて夫役と同じように人頭割に掛けるものと、地方割といつて土地からの収穫量（年貢の基礎となる）に割掛けるものがあります。村役人に対する報酬の一つとして庄屋・五人組・触使などは地方割の一部が免除されました。

その内容は下の表の通りですが、その中には回状の村継ぎ運送費（郵便費）、庄屋筆墨料、五人組筆墨料、庄屋の出張宿代から年貢取立場所の灯油炭代まであげられています。また雨ごいや社日祭・出雲大社神主宿代、京都照音寺番僧の吹笛料など村の祭などの行事や宗教に関するものもあります。更に御隠居様見物下割り（藩主隠居の鳴瀧等見物）に見られるような特別な費用までを含み込んでいます。

村で年間に使われた細かな費用すべてが、村人一人ひとりに割掛けられていました。

小役割

村継御状持請負
庄屋筆紙墨料

五人組筆紙墨料
諸割立ち会い

庄屋留守中代理雇賃
藪垣結び人夫賃

藪竹伐貨
米上納市中逗留代

德島飛脚賃
職人日雇い賃

御隠居様見物入目銀
龍王社雨乞祈禱賃

地方割

庄屋筆紙墨料

五人組筆紙墨料

年貢銀持下人足賄い
場内御用才木請負代

宍料取立場所の灯油炭蠟燭貨
社日祭入目銀

出雲大社神主止宿代
京都照音寺番僧吹笛料

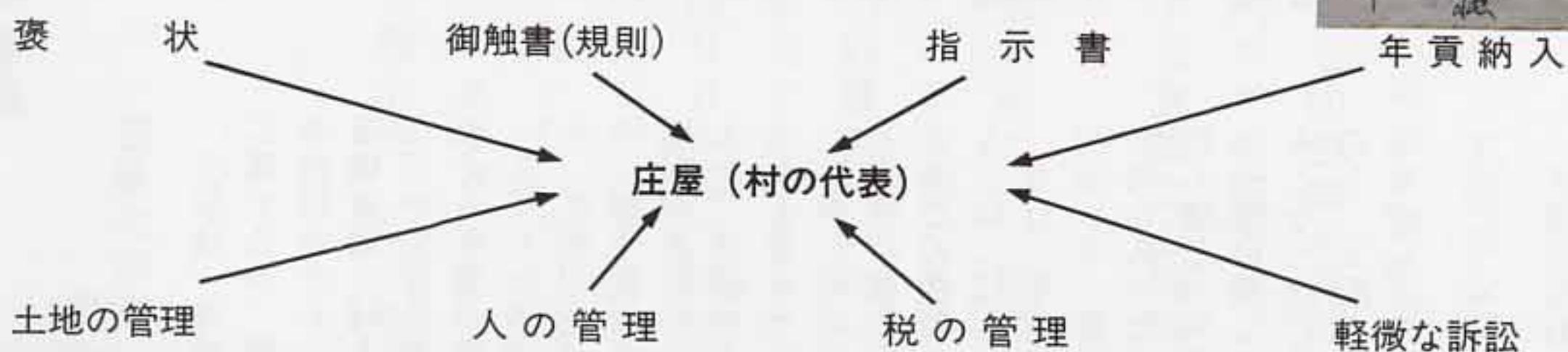
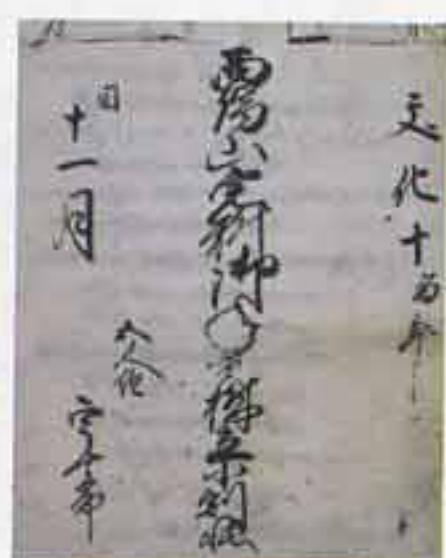
京都照音寺番僧止宿米代
御救入目銀

割符帳に見える村費用

藩（藩主）

郡代・代官（藩の民政官）

手代

五人与(組)
村 民

谷家文書から見える庄屋の仕事には、藩政機構の末端組織としてたくさんの仕事がありました。税金を徴収するという最も大事な役目のかに次のように役目があつたのです。

まず、庄屋には、郡代・代官から軽微な村のもめ事や訴訟の決着を付ける簡単な裁判権を与えられていきました。

郡代所などに差し出された訴状でも、軽微と認められるものは、郡代から指示をうけて、庄屋が代わりに行着（決着）をつけることもあります。

こういった村内で訴訟やもめ事をつけることを内済といいました。内済は、増大していた軽微な訴訟などの仕事から、郡代・代官所を引き離し、本来の行政に専念させるために行われたものです。しかしこれによつて、村の中だけで、もめ事が解決し、後に遺恨が残りにくくというような利点もありました。

次に、藩の決めた法令があります。藩の法令である「御触書」や藩からのいろいろな指示などは、郡代からの回状の形で通達文の形で与頭庄屋や各庄屋へ回されました。それらの回状を写し取り、村民に徹底させるのは、村の代表者である庄屋の仕事だったのです。

谷家に残る与頭庄屋の回状を見ると、各郡代配下の各与頭庄屋、が見たという一筆を書き、さらに署名しています。

それらの回状等を書き写して置いたものが「御用留」です。「御用留」には、その村で必要な法令や指示が抜き書きされているので、内容に似通つたものはあつても、村によつて微妙に違つています。これら「御用留」を調査していくことも、これからの課題の一つです。

一宇古見



鳴瀧



一
宇
古
見

岩
戸

回
池
(カイケ)

犬
の
墓

猿
飛

鳴
瀧

五四〇間

六六〇間

二四〇間

三六〇間

六〇〇間



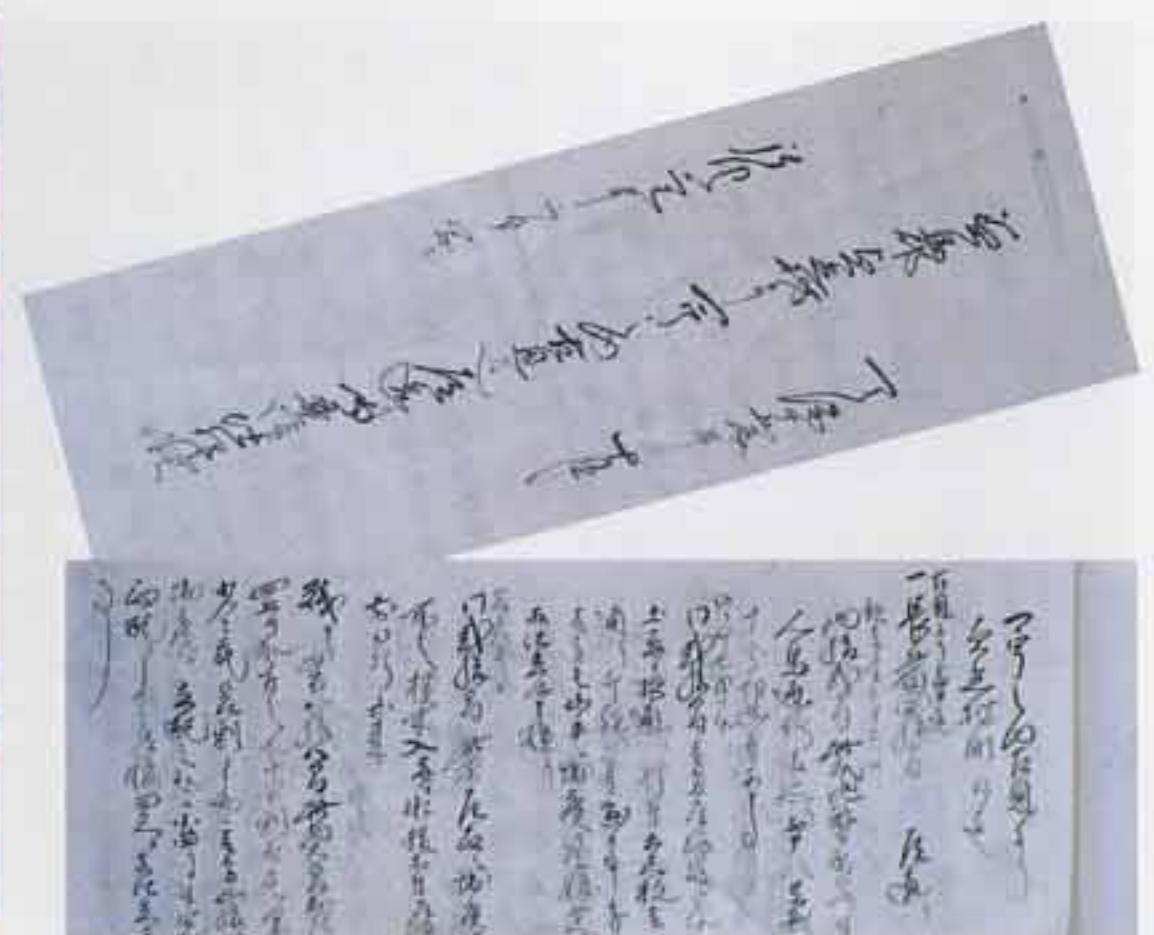
旧道の様子



土釜



美馬郡西端山村地図（武田家文書）



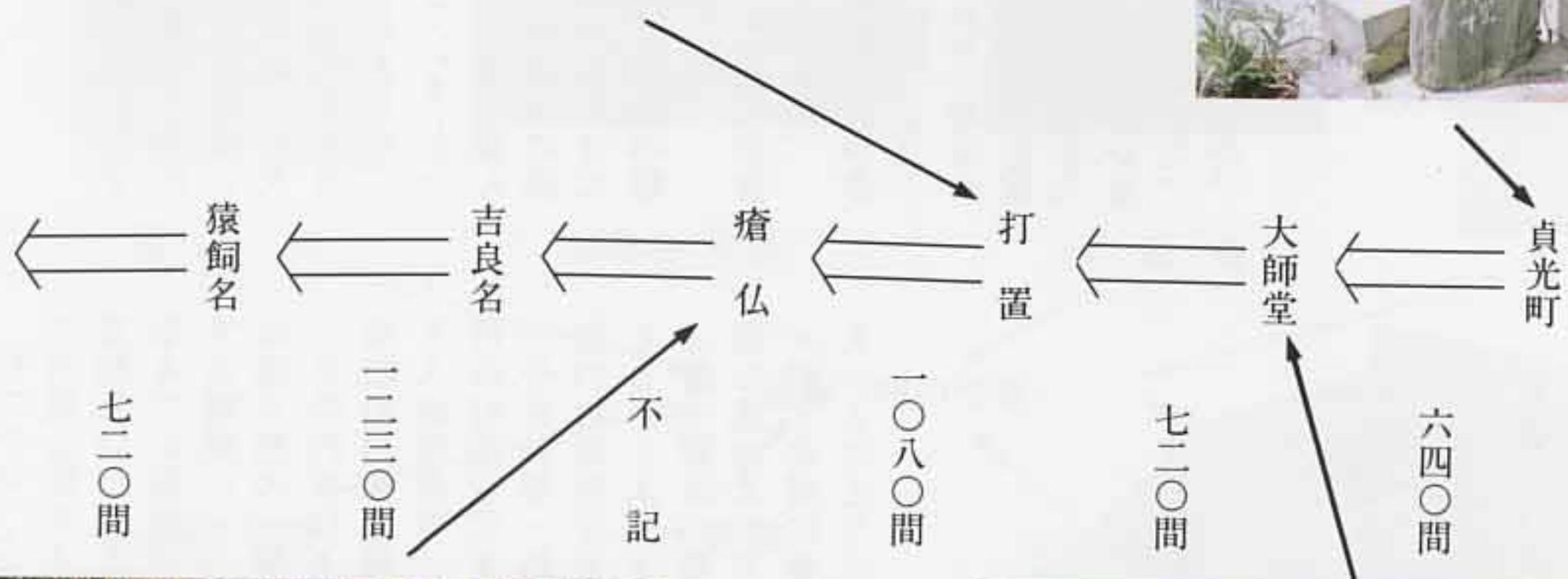
道造り普請帳

貞光町——宇古見の旧道

打置から望む



貞光の里石



瘡仏



広原堂

道の普請

普請（土木工事）は、村の基盤を整備する重要な役割を持っていました。村ぐるみで普請するものとしては、まず米穀生産の第一条件である用水路があげられます。次に、物資の移動などを行うための道普請です。

西端山は、一宇・東祖谷等の山々で産出する木材・タバコ・お茶などの物資を徳島へ送る吉野川沿いの集散地であり、代官所のあつた貞光へ運ぶ要路でまた信仰の山剣山への登山道でもありました。旧道は、現在の貞光川沿いの県道と違い、西端山・一宇の山腹の在所を縫うように続いていました。谷家に残る貞光村から一宇の古見までの道普請仕様（道普請の方法を書き上げたもの）帳（弘化二年二月写し）によると工事の内容は、岩を削り、石垣を組み、道の両端に杭を打ち込み、道を広げる工事を行っています。総計六、七九〇間（約一二・二キロ）の区間に延べ一、九〇四人、工賃銀札二貫八百八匁かかっています。こうしてできた旧道の道幅は、広いところでは七尺（二メートル強）狭いところでは四尺（約一メートル二十七センチ）でしたが、人が行き来するには十分な広さでした。

こうした旧道の道筋を辿ってみると、貞光町からすぐに西端山の山に急に上がり始め、大師堂へ出ます。大師堂は現在の広原堂に当たると考えられます。さらに上がった峠が打置です。打置には旧道の番所が有つたと言われています。さらに平坦な山道を笠仏峠に向かって進み、庄屋の谷家や忌部神社がある西端山の中心地の吉良名に入ります。吉良から南へ山道を降りていくと猿銅名があります。猿銅名には、宿屋なども有つたそうです。このように西端山の山々は交通の要衝だったのです。

そのほかに一つ書き（冒頭）のところに印があります。この印は、「御代官所」の印で、検地帳にて確認しましたという意味があります。

他に写真ではわかりにくいのですが、紙の最後二か所に割り印が押されています。これは、この紙の最初と最後を確定するために押したもので、この証文の裏側には、代官の手代が証明のための裏書き署名捺印をしていました。

この証文にはありませんが、証文の用紙が継紙になっている場合にも継目印を押しますし、重要な語句（数字）の上に変更されないように印を押す場合もありました。

暇証文（いとましようもん）

質地証文とともに谷家に大量に残っている証文に、暇証文があります。暇証文は、養子縁組

み・入夫・出家など人の移動に関するものであります。許可書です。そしてその許可書は、庄屋が保存していたのです。

養子縁組みは、家の存続を第一としていた江戸時代には頻繁に行われており、谷家にも六十四通の暇証文が残っています。入夫は、独身の女性の家に男性を入れて家の存続を図る方法で十一通の証文が残っています。出家は、次男・三男などが仏門に入るときに出されたもので、やはり家の存続と関係がありました。

これらは、家単位に掛けられる税である夫役と関係があるために、まず郡代へ庄屋の奥書を入れた願書を書かせ、それを調査した上で許可したものでした。

〔解説〕 覚

覚

美馬郡西端山岡田名御藏百姓與次兵衛男子貳人有之家督少令配分候而ハ渡世難成所二男與市義同名御藏百姓林右衛門義名田畠三畝拾三歩五厘高三升三合五夕相控男子無之女子壹人有之百姓役難相立ニ付家督相続之養子相望指遣度旨林右衛門よりも養子仕度趣双方願紙面山中故障無之由其方共奥書ヲ以申出ニ付遂糾明候所願之旨趣相違無之仍右願承届之與市暇指遣林右衛門家督相続之養子聞届所如件

生駒彦吉 印

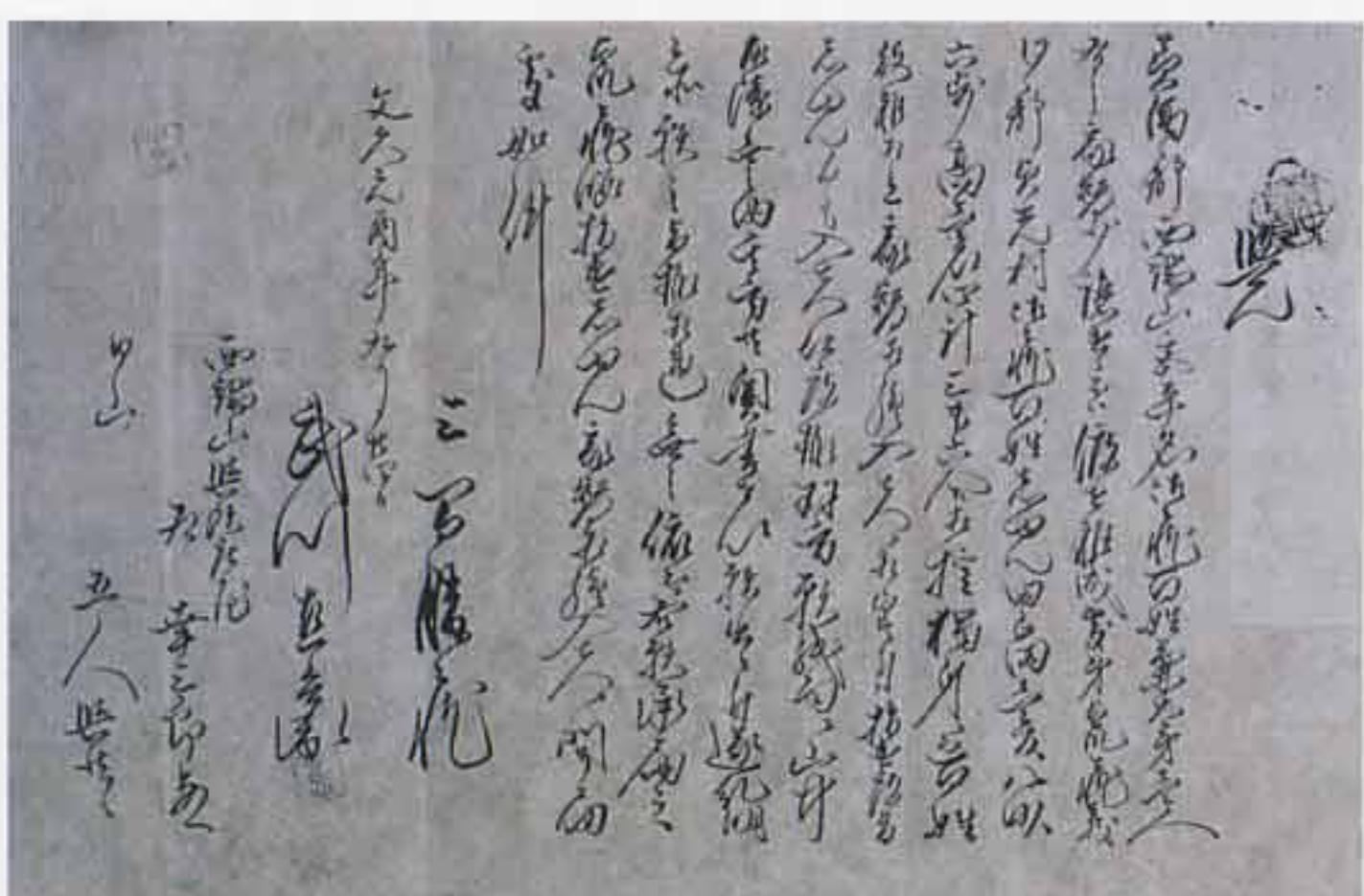
文政十二寅年十月廿九日

西端山興頭庄屋

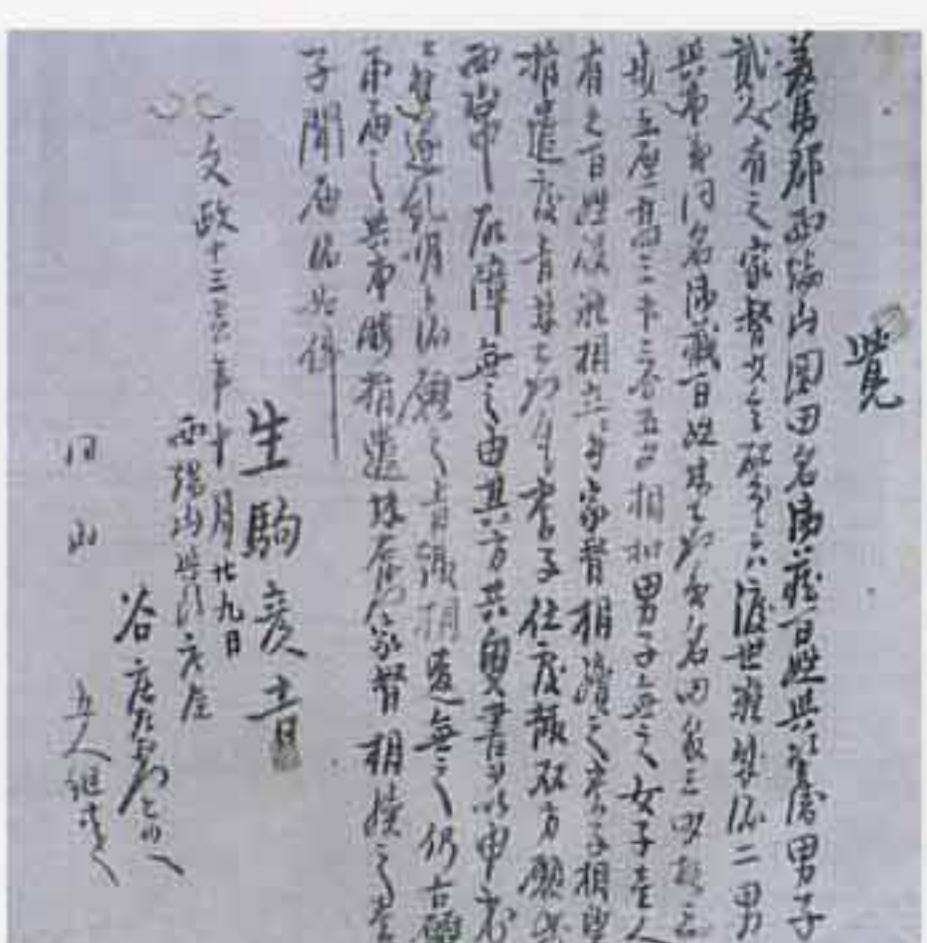
谷庄左衛門どのへ
同山 五人組共へ



郡代手代の裏書



暇証文 (入夫)



暇証文 (養子)

土地の移動・人の移動

庄屋の第一の仕事は、土地と人を把握することでした。村ごとに年貢を納める義務を負わされていた江戸時代、村の代表である庄屋は、検地帳と棟付帳の写しで土地と人を把握していました。

このふたつの帳面を作るため、庄屋は村内の調査を怠ることなく、下調べ帳等を作成していました。

また、年貢（米によつて納める）は検地帳を



検地帳

棟付帳

基礎にして、夫役（労働力を負担する）は棟付帳を基礎にして、村民に負担が割り付けられました。

質地証文

年貢の大本になる土地の移動を監視するため、庄屋は村内の質地証文を管理していました。

土地の永代売買が禁止されていた江戸時代に土地の権利を動かすには、五年に限つて質地証文を交わすしかありませんでした。質地証文には、質入れ人の署名捺印のほか、庄屋五人与といふ村役人の奥書（証明）、そして郡代手代の裏書が必要でした。そのうえ証文の内容には必ず年貢を誰が払うのかということがはつきりと書かれています。

谷家には、享保期以来百七十五通の村内各地の質地証文が残っています。谷家では多くの質地証文を管理するために、証文を巻き終わつたいちばん最後に、誰の土地かという付箋を貼つていました。



谷家の管理する証文

質地証文と印

質地証文には、その証文の有効性を高めるためにたくさんの印が押されています。一枚の証文に数十もの印が押されている場合があります。それだけこの証文が多くの人々に身近でかつ重要なだつたということでしょう。

写真（左）の証文表側を見ますと、全部で十の印が押されています。畠地譲り主の印が有的のは当然ですが、その後に五人組・庄屋のすべての署名捺印があります。



御代官所の印



質地証文

谷家について



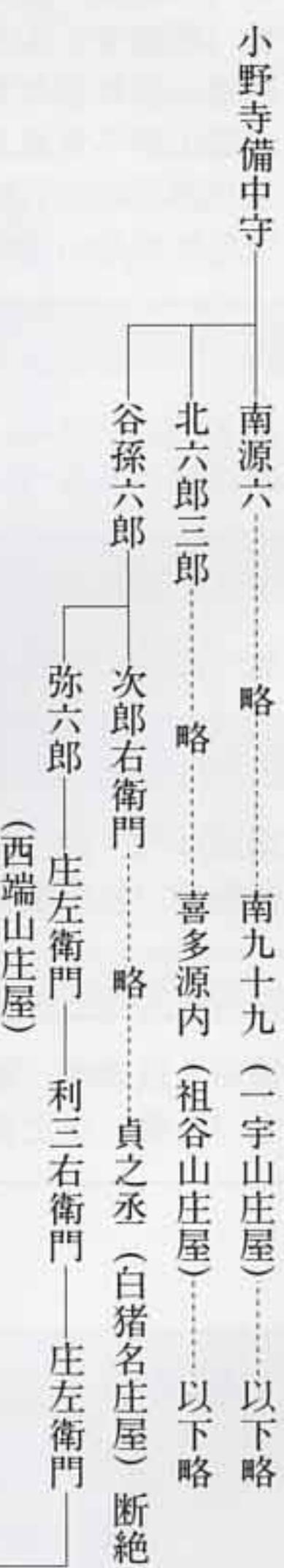
旧谷家の門（西端山吉良名）

谷家は、古くは阿波郡阿波町の朽田城にいた小野寺家の一族で、郷士である東一宇山の南家、祖谷山の喜多家と親戚関係にありました。また一宇白猪名の庄屋で、のち直訴によつて絶家となつた谷貞之丞家とも同族です。谷家の先祖孫六郎は藩政初期から一宇の政所（まんどころ）となつていきました。

西端山の谷家は、早くから一領一正（びき）の身居（みずわり、身分のこと）を与えられ、十六人の家来まで、諸夫役が免除されました。

享保九年の藩主へのお目見席を決めるための調査の時、時の代官山崎夫兵衛によつて板野郡大幸村の福家金助、東中富村木内藤五郎とともに一領一正に認められ、そのとき作られた棟付帳

谷家系図



一領一正棟付帳

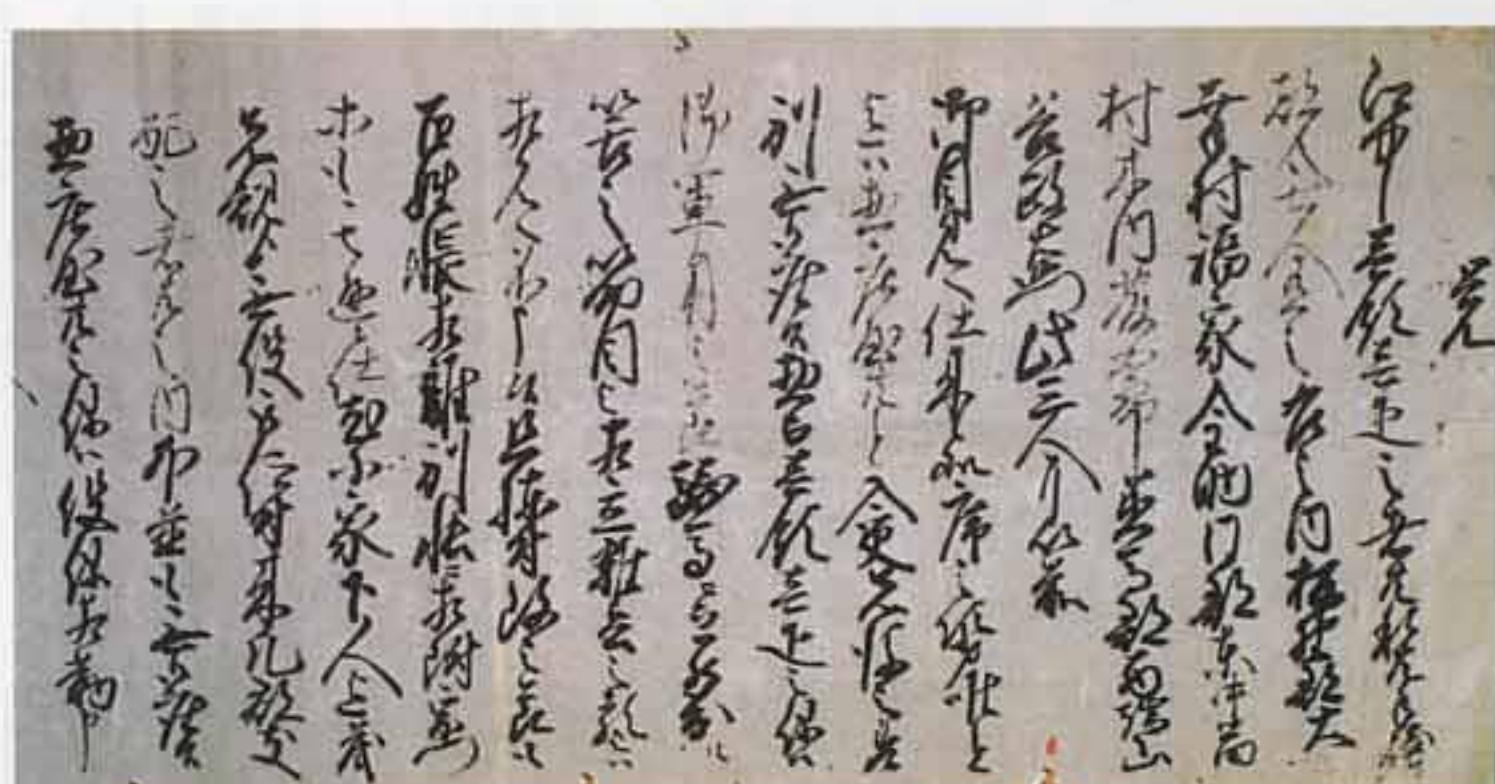
は、他の村民とは別に作られていました。一領一正はひとつたび事のあるときは、家来十人をつれて郡代・代官の元に馳せ参じるという軍事的な身居で、与頭庄屋より上位、小高取の下に位置付けられています。

後、一領一正の身居は、売買の対象になつていきますが、この享保九年の調査によつて認められた一領一正には、家来まで夫役御免になるという特権が与えられていました。

一領一正の身居とともに庄屋役は幕末まで相続されました。さらに天保期には与頭庄屋役について村内の仕事だけでなく、近隣地域のまとめ役として活躍していました。

また幕末には、藩に対して多くの調達金を献

上しています。明治元年八〇両を調達したこと
を伝える覚が残っています。



一領一正に関する覚

宍料年貢（山村の年貢）

宍料年貢は、一字・貞光・端山・祖谷山の一部にみられる年貢で、山に掛かる年貢です。名稱の由来としては、古くイノシシやシカの肉を寺社等に供物として奉納するところから始ましたと考えられます。その後肉を忌んで代わりに木材を納入するようになりました。

江戸時代に入ると、檜宍料として檜（ひのき）・柏（つか）・五葉松（ごようまつ）・桂（かつら）などの材木を、長さ二間（三六メートル）、一辺六寸（十八センチ）の角材で秋年貢の期間の内に納めることになりました。また材木は運搬に手間が掛かるので、その分の運送費も夫役宍料という形で税になっていました。それ

らの材木は、貞光町にある代官所に収納され、徳島住吉に有つた藩の納屋へと積み出されました。納付の時には、納め人一名のほか、御用箱持ちを一人引き連れていました。舟に乗るときには、蜂須賀家の定紋が付いた黒木綿の衣服を付け、同じく蜂須賀家の定紋を付けた高張提灯・小幟を立てる事ができました。さらに無案内のまま庄屋先に立つたり、番所を通り抜けることも許可されていました。

谷家文書の（写真上）元禄十七年の検地帳を写した資料によると、檜宍料と夫役宍料という言葉が出てきます。写真の資料では、二丁八厘五毛五才の宍料年貢を払うことになっています。田畠の少ない山では、年貢に木材という山の現物である宍料を加えて払わせることによって、平地と税の平均化を図つたものと思われます。

後（元禄から宝永にかけて）には、ほかの夫役などと同じように材木を伐り尽くしたという理由で代銀納化されています。角材一挺の代価は、米八升四合、銀三匁四分五厘（相場により変動する）でした。

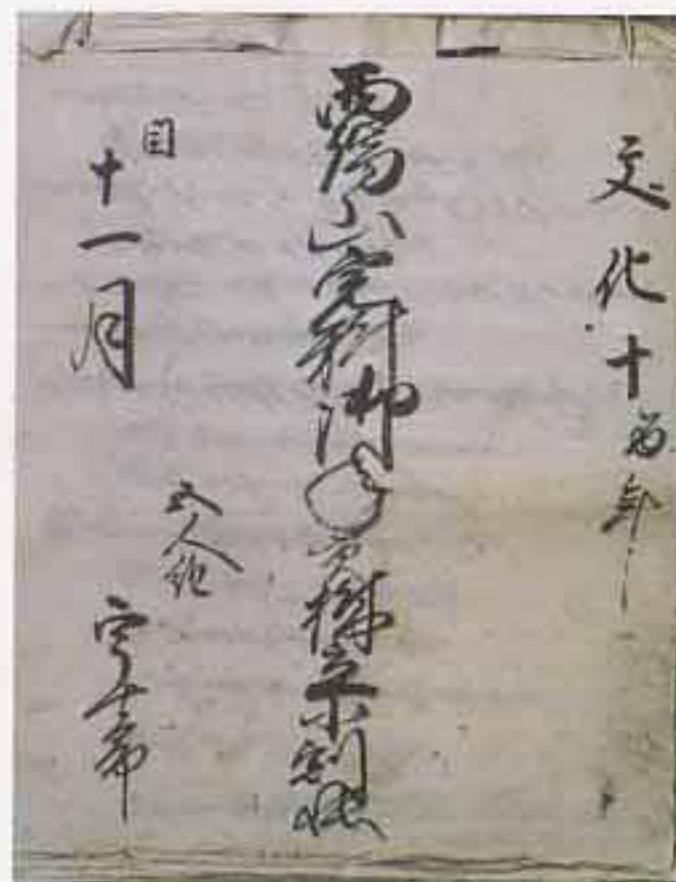
文化十年に五人組宇十郎によつて作成された西端山宍料御年貢株立小割帳（西端山の米年貢と宍料を家株ごとに小割にした帳面）によると、

宍料は米年貢を基礎に決められ、さらに夫役宍料も決まっていくことがわかります。

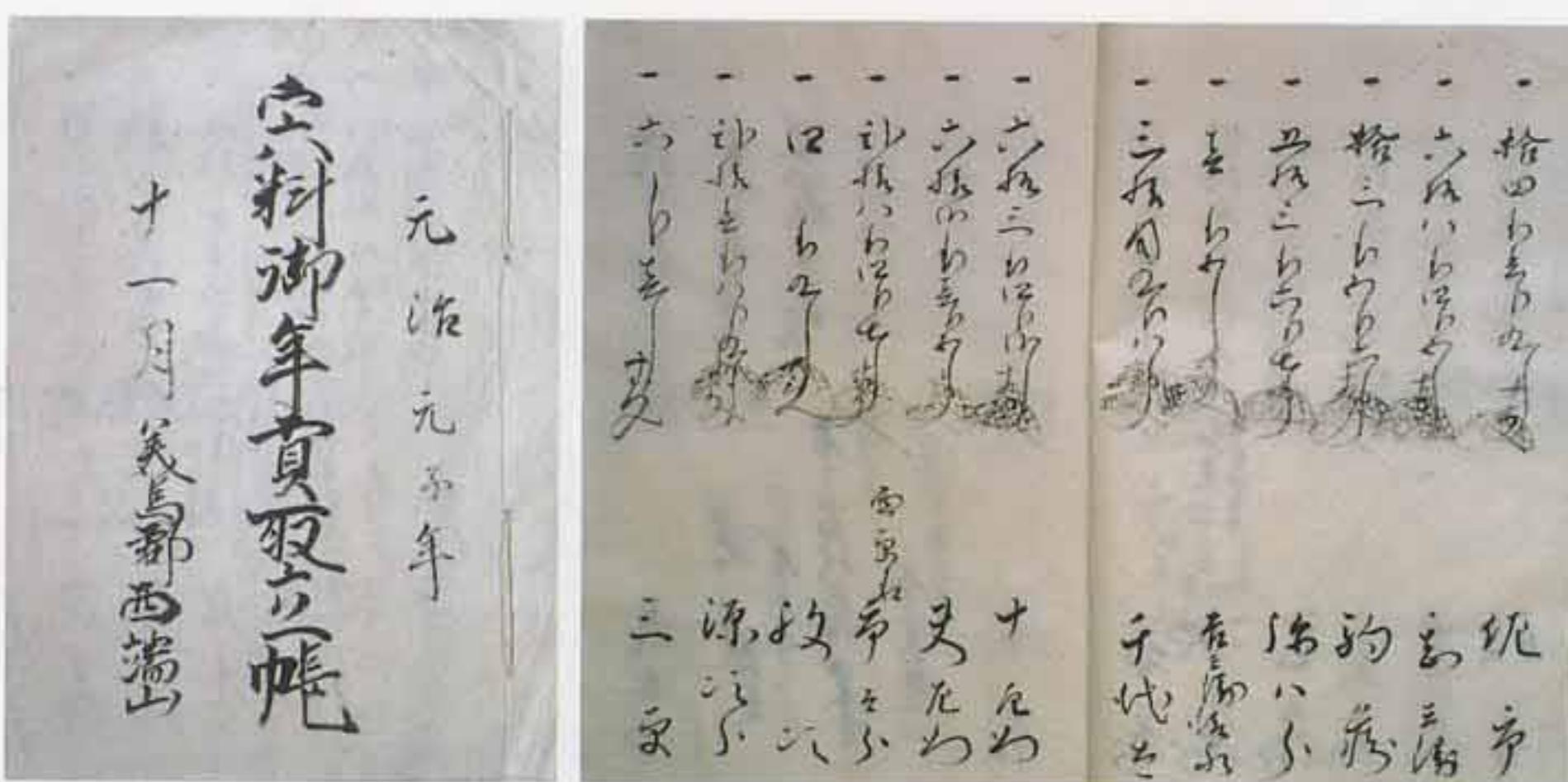
さらに、谷家文書には幕末期の宍料年貢取立帳が五冊ほど残っております。村内の個々人から銀札で年貢を取つており、現実の細かな宍料年貢の取立状況を知ることができます。



檜宍料の記載のある覚



西端山宍料御年貢株立小割帳



宍料御年貢取立帳

展示史料目録 谷家

| 史 料 名 | 年 代 | 大 き さ | 請求番号 |
|-----------------------|--------|-------------|---------|
| 壁面ケースA | | | |
| 1. 阿波国美馬郡西端山村全図 | 1876 | 28×72 | 武田家3-2 |
| 2. 美馬郡西端山全図 | 1876 | 28×41 | 武田家3-3 |
| 3. 二番棟附（下書き） | 1818 | 25×16 | タニケ 7 |
| 4. 三番棟附帳（下書き） | 1818 | 25×16 | タニケ 8 |
| 5. 檢地帳 | 1735 | 33×24 | タニケ 26 |
| 6. 覚（検地帳写し） | 1711 | 31×95 | タニケ 31 |
| 7. 道造り御普請仕様帳 | 1844 | 34×12 | タニケ 40 |
| 8. 一宇山口分おさざや道大破二付 | 近世 | 24×41 | タニケ 41 |
| 壁面ケースB | | | |
| 9. 五年切本米返シ壳渡申畠地書物之事 | 1799 | 32×76 | タニケ 110 |
| 10. 五年切本米返シ壳渡申畠地書物之事 | 1799 | 31×76 | タニケ 128 |
| 11. 覚（暇証文・養子） | 1845 | 31×35 | タニケ 348 |
| 12. 覚（暇証文・入夫） | 1849 | 25×34 | タニケ 350 |
| 13. 西端山宍料御年貢株立小割帳 | 1813 | 32×25 | タニケ 475 |
| 14. 西端山御年貢取立帳 | 1849 | 30×20 | タニケ 476 |
| 15. 美馬郡西端山百姓夫役改帳 | 1674 | 27×21 | タニケ 494 |
| 16. 美馬郡西端山諸割符帳 | 1846 | 24×17 | タニケ 495 |
| 展示ケースA | | | |
| 17. 左之通（三味線・胡弓等指止の件） | 近世 | 24×60 | タニケ 55 |
| 18. 右之株々其方へ（出入縛取糾の件） | 近世 | 25×57 | タニケ 57 |
| 展示ケースB | | | |
| 19. 覚（西端山村褒状） | 1842 | 31×28 | タニケ 51 |
| 展示ケースC | | | |
| 20. 藩政時代与頭庄屋谷幸三郎記録 | 1846 | 25×33 | タニケ 419 |
| 21. 御触控（武田家文書） | 1837 | 34×24 | 武田家5-42 |
| 展示ケースD | | | |
| 22. 棟附人就御改一領一疋土谷政右衛門帳 | 1724 | 29×20 | タニケ 1 |
| 23. 覚（一領一疋之者御目見席の次第） | 1724 | 24×245 | タニケ 43 |

第4回展示 山村庄屋の役割 —西端山村・谷家文書—

発 行 平成4年4月28日

編集・発行 徳島県立文書館 〒770 徳島市八万町向寺山 TEL 0886-68-3700

印 刷 者 (株)芳川堂印刷所 〒770 徳島市中通町1丁目 TEL 0886-22-4915